## ISSN0286-312X

# 專修大学社会科学研究所月報

No.**379** 1995. 1.20

ナチズムへの抵抗運動と戦後ドイツ — 遺産の継承の仕方

村上俊介

## はじめに

1994年7月20日、ヒトラー暗殺未遂事件50周年を記念する式典が、ベルリンで行なわれた。 事件に関与した軍将校が暗殺計画を練り、その後のクーデタ本部となるはずだった総司令部 事務局の中庭(現・7.20事件記念場)に、ヘルムート・コール首相、ローマン・ヘルツォー ク大統領、エバーハルト・ディープゲン・ベルリン市長やその他首謀者たちの遺族、連邦軍 将校などが参席した。しかし社会民主党党首のルドルフ・シャーピンクの姿はなかったし、 旧DDRの政治家もいなかった。式典はコール首相の記念演説(末尾に全訳掲載)のあと、 儀仗兵に守られた壁の記念板にヘルツォーク新大統領が花輪を捧げた。記念石版には7.20 ヒトラー暗殺失敗の後、中庭のその場で銃殺刑に処せられた4人の将校の名前が刻み込んで ある。

コール首相は式典で行なわれた演説の冒頭、次のように述べて抵抗運動の人々を称える。

00000	目 次
3	
3	はじめに・・・・・・1
3	1. ベントラーブロック
3	2. 抵抗運動 7
3	3. 歴史解釈の中の抵抗運動・・・・・・10
3	1944年7.20事件へのコール首相の演説21
3	<編集後記>28
5	

「われわれは今日,50年前にわれらの祖国を汚した犯罪者の支配を除去しようと試みた勇気ある人々をここに称えます。彼らは人間の尊厳と自由,正義と真理のために自らの命を犠牲にすることを厭いませんでした。彼らは『法の至上性』を再建しようとしたのでした」。そして「この日は,それぞれ個々の人間の尊厳が国家のすべての権力に優り,上位に位置すること,そのことを常に思い出させるでしょう。個々の人間の尊厳は,いかなる理由付けも必要としない絶対的な価値なのであります。政治はこの価値を左右することはできず,無条件に尊重しなければなりません。人間の尊厳は法の支配の下でのみ有効に守られるのであります。この確信こそが1944年7月20日の最も重要な遺言であります」と述べて,人間の尊厳と法の支配の遵守が,抵抗運動から継承する遺産であることを強調した。

さらに彼は抵抗運動が「誰に対して」行なわれたか、という以上に「何のために」行なわれたのかが重要であるという。それは彼によれば「法と正義の再建、そしてそれによる倫理的価値と基準」のためであった。そしてこの「法と正義の優位性」を表現するのが「民主主義者たちの共同性」であり、この共同性こそが「国家の存在理由の核心」であるというのである。抵抗運動の戦士達は戦後ドイツの「自由な人々の共同体を取り戻すことを助けたのであり」、今やその遺産を受け継いで「われわれのドイツ連邦共和国はこの反全体主義のコンセンサス、すなわちいかなる形態の独裁、恣意、不正義であれ拒否することの上に成り立って



1994.7.20.記念式典. ベントラーブロック中庭にて銘板に 花輪を捧げるローマン・ヘルツォーク大統領 ("Süddeutsche Zeitung", 1994.7.21)

おります」。このようにコール首相は述べ、 1944.7.20の遺産をドイツ連邦共和国が正統に継承していると言う。

そして最後に「市民が参加することなくわきを向いて、民主主義的秩序のために努力をすることのない場合、自由の敵、すなわち極左・極右がこの秩序に徐々に浸透し、そしてこの秩序を破壊する危険が生まれるので」あり、抵抗運動を行なわ

なければならない事態に陥らないために、「われわれは自由の敵に対する警戒を緩めることは許されないし、緩めはしないでしょう。これこそがドイツの抵抗を行った人々にわれわれ国民が常に抱いている感謝の最も大きく重要な表明なのであります」こう宣言して演説を締めくくった<sup>(1)</sup>。

この保守党の党首でありながら、戦争への反省の上に立って、個人の尊厳を国家のすべて の権力の上に置き、さらにそれが犯されるのは「市民が参加することなくわきをむいて」い るときだという表明がなされたことは、傾聴に値する。

だが一方、彼はこの演説のなかで7.20の実行者以外に「白バラ」グループ、聖職者を称えてはいるが、共産主義者の抵抗運動については一言も触れなかった。その理由は7.20の人々の行動は「自由な決断による」ものであり、「決して指図されて行動したのではない」ことを強調することによって、言外に共産主義者の抵抗運動は「自由な決断」によらない「指図された」ものであるということを述べている。同時に彼は演説の中でドイツ連邦共和国における自由について語りながら、これと対置して戦後「壁と有刺鉄線によって囲まれた国家の中での苦悩」を体験した「もう一つのドイツ」を弾劾した。

いずれにせよここに1944.7.20事件がナチ支配下における「抵抗運動」の象徴として公式化され、さらに統一ドイツに継承さるべきは7.20事件を核とした「抵抗運動」の精神ということになったかのように見える。

ところで、この記念式典を前にして、その賛否について多くの議論が繰り広げられていた。 記念日を前後してマスコミは、その議論を取り上げていた。

すでにヒトラー暗殺未遂事件の実行者フォン・シュタウフェンベルク大佐の息子で元 CDU 議員のフランツ・フォン・シュタウフェンブルク氏は、抵抗運動史記念館に共産主義者の抵抗を展示することを批判し、さらにリューエ国防相は記念日の前日、ヴァルター・ウルプリヒトやヴィルヘルム・ピークなどのちの DDR の頂点にいた政治家が「フォン・シュタウフェンベルク伯などのような人々と共に同じ場所で栄誉を与えられるのはふさわしくない」と語っている<sup>(2)</sup>。また CDU の推薦で選ばれて間もないヘルツォーク新大統領もこれと同様の意見をインタヴューで(軽率にも)発言していた。コール首相の記念スピーチもこの延長線上にある。

一方、SPDの側では、連邦政府が政治的にふさわしい抵抗闘士だけに栄誉を与えていることに反対し、「ドイツ史を保守的かつナショナルに短絡化する」試みに立ち向かう、と言い、党首のシャーピンクはベルリンの記念式典でコール首相のみの演説は公平を欠くと苦言を呈した。

こうした議論の間に立って連邦議会議長リタ・ズースムート (CDU) 女史の調停的な発言,「抵抗の人々は、どのような政治的・世界観的な方向性を持っていようとも」高い尊敬が 当然帰せられる、という言葉を落とし所として記念式典が晴れて挙行され、テレビ中継によって多くのドイツ市民がこれを見たのである。

時は1994年である。同年秋の総選挙を控えた両政党がこの式典をめぐって綱引きをするかたちで、「抵抗運動」がいわば政争の具と化しているようにみえる。だがヒトラー支配下の「抵抗運動」という極限的かつ局限的な歴史の一こまをどのように解釈するかについては、第二次大戦直後から現在まで、戦後のドイツ人にとっては、かつてナチズム下でそれに抵抗したドイツ人がいたという事実の中から自らのアイデンティティーを探る深刻な作業だった。それは分断国家の東西ともに言えることであり、両者は抵抗運動の歴史解釈を巡って鋭く対立していた。その一角が戦後50年を目の前にした再統一後の混沌から抜けきれないドイツに現れたと言えるだろう。しかも表面的には BRD の勝利のうちに。

もっともユダヤ人の中には、こうしたドイツ国内の「抵抗運動」を巡る騒ぎに呆れた顔をする者もいた。「ベルリナー・ツァイトゥング」に掲載されたイスラエルの歴史家フランク・シュターン氏は、「ヴォルフシャンツェ(爆破現場……筆者)で起きたこと、正確には起こらなかったことは、歴史の欄外注のようなものであり、歴史の経過にとってはささいなことであり、『第三帝国』の終わりにとっては非本質的なことであり、ドイツ人の心性の中にナチズムが生き延びているかどうかということにとっても、意味のないことです。討論、会議、そして最終的にはあまりにもわくわくとナショナルに強調される1994年7月20日の演説は、ほとんど存在しなかった事件を褒め称えます。つまりそれは思い切った行動を必要としたあの時代の、喫煙室で理屈っぽい議論など必要としなかったあの時代の、ナチ支配を清算することなのです」、こう述べて彼はドイツ国内の熱っぽい議論に冷水を浴びせ、さらに挑発的に「(暗殺未遂事件とは)プロイセン軍伝統のエリートの不細工なディレッタンティズムと、軍カーストの経歴や服従へのぐずぐずした思いによって失敗したので」あり、「彼らは90年代の啓発的なドイツ市民なら恐らくだれも住みたくないような戦後ドイツを構想したのです」。それゆえ「7.20の人々に対して、抵抗という名称をつけるのは、私には厚かましいことのように思えます」、とダメを押す。。

シュターン氏がこのように記念式典を酷評したのも、ナチ支配下の1942年から1943年にかけてベルリンのユダヤ人抵抗グループ指導者ハーバート・バウム(4)らの逮捕と、ユダヤ人500人の関連逮捕が行なわれた50年後の1993年、翌年の7.20事件とは違って何の追想行事も行なわれなかったではないか、という苦い思いがあるからである。

外側から苦々しい思いで7.20「騒ぎ」を眺めているシュターン氏の発言は、ユダヤ人ゆえの怒りによる荒っぽい歴史の「裁断」と片づけてしまうわけにはいかない。実はもっと一般的な問題をはらんでいる。つまり、「抵抗」とは誰が行なったものであるのか、それを現在称えるのはどういう意味をもつのか、という問題である。戦後、二つのドイツの「抵抗運動」研究史・解釈史はまさにそのことを巡ってしのぎを削ってきた。そして今、コール首相の演説によって、政治的には一つの決着を見た。だがそれでいいのかどうか。

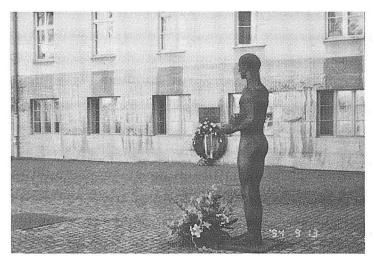
以下では、戦後の抵抗運動解釈史に触れながら、歴史なるものの価値負荷性について考察 したい。

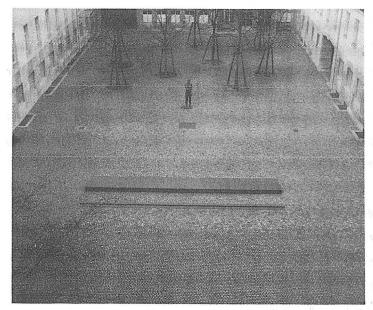
## 1. ベントラーブロック

ベントラーブロックと呼ばれるドイツのヒトラーに対する抵抗運動史記念館は、戦前、ティアガーデン南端にある帝国海軍局の敷地東側のベントラー通り沿いに増築された建物で、軍総司令部一般事務局として使われていた。建てられたのが1938年というだけあって、現存するナチ時代に建てられた建物、例えば旧帝国空軍省(現トロイハント)と共通するナチ様式とでも言えるような変化に乏しい画一的な窓の並ぶ建物である。通りの名前は現在7.20事件の実行者の名にちなんで1955年にシュタウフェンベルク通りと改名されている。この建物が1944年7月20日のヒトラー暗殺計画とその後に続くはずだったクーデタ「ヴァルキューレ作戦」の本部であった。

また暗殺計画の失敗直後の同日深夜、ヒトラー側についた軍の「鎮圧部隊」によってこの 建物は制圧され、クーデタ計画のトップにいたベック元参謀総長が自殺を強いられるととも に、爆弾を仕掛けた実行者のクラウス・シェンク・フォン・シュタウフェンベルク大佐を含 む4人の将校が中庭で即刻銃殺刑に処せられた。なおその他の者は後日、かの悪名高い見せ しめ裁判の後、多くが死刑によって生命を断った。

戦後になり、1952年シュタウフェンベルク大佐と共に即時銃殺刑になったフリートリヒ・オルプリヒト将軍の未亡人によって、中庭に記念碑の礎石が置かれ、翌年ベルリン市長エルンスト・ロイターによって記念の銅像の除幕が行なわれた。中庭の真ん中に両手を縛られた青年像が立ち、その前に次のように書かれた銅版が埋めてある。「汝ら恥を恐れ、抵抗し、自由と法と名誉のため燃える生命を犠牲にして、偉大な永遠に消えない変革の合図を送った」(Ihr trugt die Schande nicht. Ihr wehrtet Euch. Ihr gabt das große ewig wache Zeichen der Umkehr, opfernd Euer heißes Leben für Freiheit, Recht und Ehre.)。そして1955年、





ベントラーブロック中庭全景と記念像・ふたつの記念銘板 (上・筆者撮影,下・ベントラーブロック記念館パンフレットより)

建物の名に由来する前の 道路の名前が「ベントラ 一通り」から「シュタウ フェンベルク通り」に改 名された。

その後この建物の取扱 いについて動きが見られ ず、12年後の1967年にべ ルリン議会がこの建物を 「抵抗運動」の記念館と して展示教育センターに することを決議,翌年か ら建物の3階で「抵抗運 動」の常設展示が行なわ れるようになった。もっ とも展示もまだこの頃は 小規模だったようで, 現 在のような体裁になるの は1980年代に入ってから である。1980年に中庭が 整備され、入り口の新し い石版に案内文が彫り込 まれた。86年にはヴァイ ツゼッカー・ベルリン市 長 (その後 BRD 大統領) の肝入りで抵抗運動の研

究者ペーター・シュタインバッハ・パッサウ大教授(現ベルリン自由大学)が学術主任として招かれ、展示規模が拡大して包括的なドイツ・抵抗運動展示にリニューアルされて、89年に全面公開になった。

以上のようなベントラーブロックの戦後の歴史を見ると、戦後の政治状況の変遷と無縁ではないことに気付く。記念館になる過程で戦後10年間は着実な整備がなされていくが、1955

年から1980年までは、停滞している。この25年の間で1967-8年の記念館の小規模な常設展示決定がひとつ目を引くのみである。それ以外1980年までは特記すべき動きがみられない。

振り返れば1955年にはベルリン市長が CDU ヴァルター・シュライバーから SPD のオットー・シュールに代わり、1957年から1966年までは SPD ヴィリー・ブラントに代わった。ブラント市長がボンに移った後、ベルリン市議会は SPD が多数を占めてはいるものの、1966-67年は SPD の後継市長は一年で交代するなど不安定な時期であった。この時期にベントラーブロックでの常設展示が決定されている。中央に目を転じると、1966年の保革大連合から、1969年には CDU/CSU が下野して、1980年まで SPD が政権を取っていた。この間、ベントラーブロックにはそれほど大きな変化が見られないのは上述のとおりである。そして CDU/CSU と FDP へ政権が移行したこの1980年からまたベントラーブロックが新しい展開を見せている。なおベルリンでは1981年、CDU が市議会選挙で勝利し、新しい市長にリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカーが就任した。1983年、包括的な「抵抗運動」展示が新しい委員会の陣容で行なわれる取りまとめをしたのがこのヴァイツゼッカー市長、後の大統領であった。1994年の「7.20」50周年記念式典をめぐる政党政治的対立は、単に総選挙を前にした特殊1994年の現象ではなく、ベントラーブロックそのものの取り扱いが戦後の政治状況に規定されているのである。

#### 2. 抵抗運動

#### 抵抗運動について

「抵抗運動」と言う場合、1944年7.20事件がそのすべてではない。戦後ドイツでは広範囲に抵抗運動研究が行なわれ、膨大な成果の蓄積を行なってきた。ベルリンのドイツ抵抗記念館の学術主任ペーター・シュタインバッハ教授(ベルリン自由大学)らの編になる最新の包括的な研究書『ナチズムへの抵抗』(5) 巻末の文献解題には659編の著作・論文が掲載してあるほどである。これらを逐一追跡するのは筆者の手に余る作業であり、かつここで意図することではない。ここでは多彩な抵抗運動研究の詳細に立ち入ること自体が課題ではなく、後段で述べるはずの、この抵抗運動に対して戦後ドイツが自らの歴史的アイデンティティーを探る事例として研究してきたその意味を概観することが目的である。それゆえ抵抗運動についてはその解釈史の前提とするに足るだけの必要最小限の紹介にとどめる。以下ではベントラーブロック記念館の資料を利用してはいるが、いずれも新しい知見は含まれておらず、どれも周知の事柄である(6)。

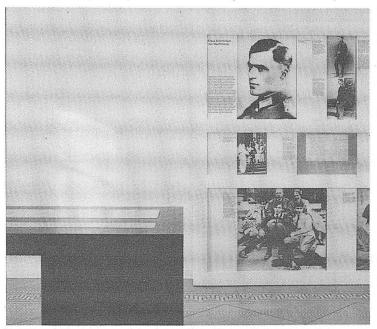
#### • 1944.7.20. 暗殺未遂事件

軍内部のヒトラー排除の動きは、この7.20事件より以前から潜行していた。すでに1938年 スデーテン軍事占領を機に、ヒトラーの戦争政策に反対して辞任した軍参謀総長ルートヴィ ヒ・ベック、その部下へニンク・フォン・トレスコウ参謀少将、元ライプチヒ市長カール・ ゲルデラーが軍の外から加わり、ヒトラー排除を画策していた。

いくつかのヒトラー排除(ないし暗殺)計画のためらいと失敗の後、この計画グループに 7.20事件の実行者となるフォン・シュタウフェンベルク大佐が加わってきた。彼はゲルデラ ーよりもグループ内の社会民主主義者ユリウス・レーバーなどに近い存在だった。

1944年6月6日連合軍のノルマンディー上陸と共に戦局の絶望的な悪化が明らかになった 後、フォン・シュタウフェンベルクは、ヒトラー臨席の作戦会議のためラステンブルクの総 統本営に出席する機会を捉え、会議場に爆弾を入れた鞄を置いて退出した。確かに爆発は起 こった。しかし臨席した24人のうち即死したのは速記者たった1名、その後3名が死亡した が、ヒトラーは鼓膜が破れた程度であった。丈夫なテーブルが彼を救った。

爆発を見届け、作戦の成功を信じたフォン・シュタウフェンベルクは急ぎ飛行機でベルリ ンのベントラーブロックに帰った。その直後クーデタ計画「ヴァルキューレ作戦」が直ちに



ベントラーブロック記念館内シュタウフェンベルク大佐の展示コーナー の一部

(ベントラーブロック記念館パンフレットより)

断固として実行されてい れば、それはヒトラーの 生死にかかわらず成功し ていたかもしれない。だ が反乱将校達がぐずぐず しているうちに、ヒトラ 一の生存が確認されると 形勢はすぐに逆転した。 今や彼らは「反乱将校」 として逮捕され, 同日深 夜ベック将軍は自殺を強 要され、フォン・シュタ ウフェンベルクら4人が ベントラーブロック中庭 で射殺, その他の共謀者 は同年の内にゲシュタポ

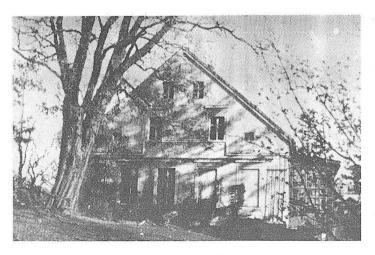
の尋問と見せしめ裁判,そして処刑が待っていた。この知らせを聞いてフォン・トレスコウは前線で自殺。この事件をきっかけに実行犯から支持者,加えて実行犯の家族まで含めた大量逮捕が行なわれ,すでに逮捕されていたクライザウ・グループのフォン・モルトケら他の抵抗グループもこれを機に裁判の末,殺された。

従来7,000人以上の逮捕者と700人の死刑者、と言われていたが、7.20事件に関する逮捕者は最近の研究では「連座責任逮捕」(血縁者の逮捕)も含めて600-700名、死刑者は110名強とされている<sup>(7)</sup>が、裁判を受けずに拘置所や強制収容所で殺された者も数多くいる。

またこの事件の後、1944年8月からゲシュタポによる「雷雨作戦」が開始され、広範な非ナチ的な人々の大量逮捕が行なわれた。

## ・クライザウ・グループ

このグループは1940年夏にヘルムート・ヤメス・フォン・モルトケ伯とペーター・ヨーク・フォン・ヴァルテンブルク伯のそれぞれのグループが合同して形成された20人程度の若い反ヒトラー・グループである。フォン・モルトケの大叔父は普仏戦争の際のあのモルトケ元帥であった。名門の貴族を中心に新旧聖職者、社会主義者たちが加わって、1941年から43年にかけてシュレージエンにあるモルトケのクライザウ山荘に集い、ヒトラー後の「新秩序」を構想していた。1943年にはグループ内のユリウス・レーバーやヨークなどを介してゲルデラ



シレジアのモルトケ伯領地クライザウの山荘. クライザウ・グループの会議が行なわれた場所 (ベントラーブロック記念館パンフレットより)

ー・グループとも接触するものの、ゲルデラーの 旧態然とした社会観と対立をした。もっともモルトケが1944年1月に逮捕されてからは、ヨークは 国防軍内のヒトラー暗殺計画に協力するようになる。ヨークはこの失敗したクーデタへの連座のかどで逮捕され、1944年8月に死刑、モルトケは翌45年1月に死刑になった。彼らのいわゆる「新秩 序構想」は、小共同体による行政、神の法の下での人権、そして何よりもヨーロッパ共同体を彷彿とさせるようなヨーロッパの「一つの組織的・統合的な統一」を構想している。この点に注目した多くの研究が行なわれている<sup>(8)</sup>。

## ・ハルナック/シュルツェ=ボイゼン機関(「ローテ・カペレ」)

1940年から定期的なソ連への無線によるドイツの軍事情報提供活動ないし国内での反ヒトラー・パンフレット, ビラ, ステッカー活動を主としたこの組織は, 経済省の役人で学生時代にはソ連計画経済研究会を組織したり, 「合衆国のマルクス主義労働者運動」などの論文を書いたことのあるアルフィート・ハルナック, およびロシア大使館と接触を持っていた空軍の予備軍中尉ハロ・シュルツェ=ボイゼンが中心人物である。

約100名のこの組織は1940年代初頭のドイツ国内における最大の抵抗組織であった。彼らは1942年8月末および9月に逮捕され、12月に死刑になった。逮捕・死刑になったメンバーにはハルナック婦人をはじめ、多くの女性が含まれていた。

## ・自由ドイツ国民委員会/ドイツ将校連盟

1943年7月ソ連国内でドイツ人亡命者やドイツ軍捕虜(あるいは従軍牧師・司祭)たちによる「自由ドイツ」国民委員会が発足した。目的は戦争の短期終結とナチ支配の打倒であった。この委員会はドイツに向けた反戦放送や前線でのビラ散布、スピーカーでの投降勧告を行なった。ここには後の DDR を背負うヴァルター・ウルプリヒトとヴィルヘルム・ピークもいた。続いて9月にはスターリングラード戦生き残りの将校達による「ドイツ将校連盟」が結成され、ザイトリッツ元司令官が議長となった。

#### ・その他

上記の抵抗運動に加え、日本でもよく知られた1943年2月の「白バラ」グループ、あるいは新旧キリスト者(聖職者も含む)、青年、ユダヤ人、労働者および共産主義者、社会民主主義者の抵抗運動があったことが広範に調べられ、ベントラーブロック記念館では、さらに組織・個人によるユダヤ人救済なども主題として取扱い展示されている。

#### 3. 歴史解釈の中の抵抗運動

7.20ヒトラー暗殺未遂事件の背後にあったドイツ抵抗運動について、日本での認識はかな

り限られたものであると同時にネガティブなものである。客観的な事実だけを見ても、1944年7月といえば、その前月に連合軍のノルマンディー上陸があり、対ソ戦線ではすでに前年からドイツ軍は国境まで押し返されつつあった時期であり、ドイツの敗北はもはや明かであったし、事件の主役達は当面の状況を知る立場にあった。そしてこの事件に加わった主要な人々は、一部の社会民主主義者たちを除いて軍の将校しかも伝統的貴族が非常に多く、またクライザウ・グループもモルトケやヨークといった名門貴族が中心であった。

こうしたことから吉田輝男氏の言うように「クーデタは『上からの革命』『宮廷革命』さらには『陰謀』的色彩を強く帯びたのである。いうまでもなく彼らのヒトラーないしナチズム批判もその支配層としての特殊な地位に規定される。形式的には内輪のサロン・討論グループのなかで行なわれたにすぎず、内容も趣味のレベルから思想のレベルまでさまざまな色合を含むとはいえ、基本的にはビスマルク帝国を理想とする立場からの批判に他ならなかった。」(9) という認識が共有されているように思える。

日本で翻訳されているドイツの抵抗運動研究として、戦後この分野の鏑矢となったハンス・ロートフェルスの『第三帝国への抵抗』(10) は、彼が抵抗運動を高く評価すればするほど、それへの参加者がビスマルク時代の伝統主義をまとっていたことを印象づけるし、またイギリス人ジョン・ウィーラー=ベネットによる『権力のメネシス――国防軍とヒトラー』(11) は、いかに軍部の首謀者達がヒトラー排除にあたって優柔不断であったかを再認識させる。しかしながらいずれも1950年代の研究であり、ドイツでの新しい研究成果が組み入れられた日本での研究は個別分野では行なわれているものの(12)、体系的な研究はまだない。

だがドイツでは事情はまったく違う。すでに述べたように戦後この分野に関する膨大な著書・論文が蓄積され続けてきたし、評価において特に東西ふたつのドイツでは大きな違いがあった。理由ははっきりしている。戦後いずれも連合軍の占領下にあり、重いナチズムの過去を背負った敗戦ドイツは、1933年から45年までの間にはナチの歴史「以外の」歴史があったことを、自らのアイデンティティを賭して探り、その線上に自らの価値を位置づけようとしたのだった。それはふたつのドイツいずれにおいても同じである。だがその作業とその内実は戦後ドイツの政治に大きく左右されている。

#### ・旧 DDR の抵抗運動評価の変遷

旧東ドイツの抵抗運動評価については、分裂時代からシュタウフェンベルクやクライザウ・グループ研究を行なって西側研究者とも交流があったポツダムのブランデンブルク州大学ドイツ史教授クルト・フィンカーと、その助手イネス・ライヒの二人が各々戦後の変遷を

鳥瞰している(13)。

イネス・ライヒは旧東ドイツにおける抵抗運動への構えの変遷を4つの局面,すなわち第一局面は1945-49年,第二局面は1950年代始めから1960年代始めまで,第三局面は1960年代始めから1970年代を通じる比較的長い期間,そして第四局面として1980年代に区分する。ライヒ女史による区分から年表を辿ると,第一局面の終わり1949年は,ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国へとドイツが分裂した年であり,第二局面は東西冷戦時代,第三局面は DDRによる1961年のベルリンの壁構築後の東西それぞれが経済的にも政治的にも相対的に安定的な発展を見せる時期であると同時に,BRDの側では SPD 政権下で東方外交が開始された時期でもある。第四局面は旧ソ連のゴルバチョフ首相登場を間に挟み体制崩壊に至る一定の自由化の時代であった。

ライヒ女史によると第一局面では、敗戦直後7.20事件をひとしなみにドイツ抵抗運動として称える雰囲気があったが、それはすぐにソ連軍政府によって水をさされた。ソ連軍政府の機関紙「日刊評論」においてすでに1945年7月20日に前年の7.20事件は「"人民大衆"との結びつきのない"帝国主義的・復古的陰謀"と判定」(14)され、この判定に基づいて、KPD党中央委員アントン・アッカーマンはそれまでの評価を180度転換させ「ドイツ抵抗運動は"真の"反ファシスト人民運動とブルジョワ的抵抗運動に区別が設けられ、前者はマルクス主義的・意識的な反ファシストによるものであり、後者は7.20の"反ヒトラー"グループに代表されるものである、ということになった」(15)のである。さらに1947年以来、7.20事件内部の社会民主主義者も批判の対象となり、「彼らには"反共産主義的・反ソヴィエト的考え"があったというのであり、それは社会民主主義者の抵抗運動の全般的な価値をおとしめ、同時に共産主義者の抵抗運動の価値を引き上げる意図があった」(16)。

1947年と言えば、ソ連軍占領地域でのドイツ社会主義統一党(SED)内で社会民主党(SPD)の力がまだ強く、西側占領地域では SPD のリーダー、クルト・シューマッハーの強烈な個性の下で東地区 SPD の SED への合同に強い批判が行なわれており、ベルリンでは SPD のエルンスト・ロイターが市長に選出されようとしていた(ソ連が拒否)時期である。共産党(KPD)はソ連軍を背景として SPD に対抗し、ソ連軍占領地区でヘゲモニーを確立しようとしていた。ドイツ抵抗運動はそれゆえにこそ7.20事件の多くの首謀者のように「帝国主義的階級支配維持」を目的とするものや、社会民主主義者のような「反共産主義的・反ソヴィエト的」傾向であってはならず、「自由ドイツ」国民委員会に代表される反ファシズム抵抗運動でなければならなかった。

第二局面。冷戦の50年代,DDR における学問とジャーナリズムは「政治的目的への方向付

けが追求された。それは体制対立の中で DDR とその "指導政党"を正統化することであり、BRD の西側連合体制への統合を "反動的" 反ソヴィエト的なゲルデラー=ベック政治の継続として排撃することであった」<sup>(17)</sup> のであり、7.20事件の頂点にあったゲルデラーとベックの歴史的意義が全否定される一方、いわば7.20グループ内での左派にあたるシュタウフェンベルクあるいはクライザウ・グループなどはゲルデラーとの相対的な関係で一定のポジティブな評価の芽が現れるようになった。

この時期についてはクルト・フィンカーは、1990年に行なった講演の中で7.20事件への50 年代 DDR での基本的な見方を次の3つのメルクマールにまとめている。第一に、「労働者運 動とくに KPD の抵抗運動の研究・叙述が前面に出てきた |。フィンカーはこれ自体はむしろ 肯定的である。なぜなら「KPD の戦列からはほとんどの抵抗戦士が現れており、党はひどい テロにされされ、最大の犠牲を払わなければならなかった し、「国外中央指導部を持ち、国 内自身には大きな非合法組織も一時的に持っていた」ことは事実だからである。しかし問題 は KPD の抵抗運動評価が「科学的認識から出てきたものではなく, 政治的目的設定によって 出てきた | ところにある、と彼は言う。すなわち「SED が国内でいわゆる"指導的役割"す なわち権力独占を求めるようになるのに応じて、過去においても KPD のみが抵抗運動の指 導的勢力であらねばならなかったのです。すなわち"永遠の真理"の独占、唯一の正しい政 治的血統の独占においてそうでなければならなかった」,このように彼は述懐する。第二に, 非共産主義的な抵抗運動は、……長い間従属的役割を果たしていた | のであり、評価基準は 常に抵抗運動グループ・個人の KPD とソ連への態度にかかっていた。第三に7.20事件に関し て、SED機関誌上(『統一』)の論文をいくつか紹介しながら彼は次のように指摘する。-「前面に出ていた関心事は、7.20の共謀を反動的企てとしてレッテルを貼ることでした。こ の企ては主要には、ドイツの迫り来る軍事的敗北に直面して、ヒトラーを除去し、ドイツの 金融資本、大土地所有、軍カーストの経済的・政治的権力の地位を保持するという課題を持 っていたというものです。ヒトラーは西側勢力との取引に邪魔になるがゆえに除去されねば ならず、しかるのち西側と平和・同盟を結び、共同してソ連との戦争がさらに遂行されるべ きであり、それは1944年にはまだドイツの手にあった征服地を保持するためだった、という ことになります (18)。

西側「帝国主義」批判と同時に KPD の歴史的正統性の証明を動機とした DDR による否定的な7.20事件把握はフィンカーも言うようにまさに「冷戦の時代が歴史叙述に反映した」と言える。

ライヒ女史の整理によるドイツ抵抗運動史の第三局面, 1960·70年代は DDR の相対的安定

期あるいは発展期に当たり、この時期には抵抗運動の学問的研究が進展し、7.20事件の捉え方に修正が行なわれたと彼女はいう。それは第一に7.20の「行動が全体において<客観的にはドイツ帝国主義の野蛮な支配形態の除去に向けられていた反ファシズムの行為>としてポジティブに評価された。第二に、より強く運動の異質結合が指摘され、"反動的"グループ分けと"進歩的"・"前進的"グループ分けの間にはっきりと線引きがされて、両グループの内部で人物と概念がさらに区別された」(19)。この彼女の指摘は、一定のドグマの枠内ではあるが、個々の事例研究が進んだということを示唆している。この点についてフィンカーはスターリンの死後、1950年代後半から歴史研究がある程度自由になり、それが1960年代に日の目を見るようになったと追想しており、事実彼自身による DDR 初のシュタウフェンベルク伝が1967年に発表された。

1970年代は60年代の傾向を引き継ぎ、むしろ力みが消えて、研究の多様化と方法論についての議論も広がっていく。研究の進化は必然的に抵抗運動・グループ内の社会的・政治的・思想的異質性を見いだすことにつながり、官製の「進歩的 —— 反動的」といった単純な二分法による裁断は困難になるという矛盾が生じる。それが80年代はっきりとしてくるのである。

第四局面としての1980年代は東西のドイツ抵抗運動研究者の交流が行なわれた時期にあたる。東西の研究者が参加するコロッキウムがたびたび開かれ、旧DDRでもこの時期に7.20事件の公的な認知が行なわれることになった。そのことについてフィンカーもライヒもこの時期のさまざまな事例を挙げているが、例えばライヒによると1984年2月にDDRで開かれた国際コロッキウムには東西の研究者が参加し「ドグマ的制限が克服された」という。すなわち「第一に、転覆の企てばはっきりと反ファシズム行動と見なされ、第二に"陰謀"の"国民敵対的"性格というテーゼはその実効性を失った、第三に7.20の目的、特に戦争を終わらせようという意志が評価の中心点へと移動、第四に人は事件のすべての参加者をヒトラーの敵であり、その生命を賭けた者として認知した、第五に抵抗を矛盾をはらんだ過程的なできごととして見る見方が、はっきりと意義を獲得した、第六に"事件の個々のメンバーを相互に比較したり、その政治的目的に関して値踏みをしたり、ある者を他の者より進歩的であることを証明したりする"ことが避けられるようになった」(20) と特徴づけている。

この時期に DDR の各地で7.20事件参画者の記念銘板や石碑が設置されるようになったことも、そうした「認知」の一つの現れである。

以上のようにライヒ女史は戦後 DDR の政治的歩みとまったくパラレルにドイツ抵抗運動解釈史が推移してきた経過を、振り返っている。それは歴史的な一事件についての見方がどれほど政治的状況に左右されてきたか、もっと一般的には「歴史」がどれほどその時代の価

値観を負ったものであるかを明らかにしている。彼女は第四の局面によって肯定的になった 7.20事件の評価は,敗戦直後の,まだ政治的方向性が外的に規定されていないほんの短い時期のそれに立ち戻り,「こうして評価は一つの円を閉じた」と締めくくっている。しかしそれはあまりにも図式的すぎるのではないだろうか。実はこれが終わりなのではない。恐らくは DDR 体制を積極的に支えたわけではなかったフィンカーですら,勝者としての BRD の歴史観が勝ち誇って横行することへの危惧を表明しており,それが7.20解釈に関してはまだ「閉じる」ことを許さない問題がはらまれていることを示唆している。それについては小論の末尾で触れるだろう。その前に,BDR での7.20解釈史を概観しなければならない。

#### ・西ドイツの抵抗運動史研究と政治

先頃来日し、戦後(西)ドイツの歴史学の概略的な流れについて講演したゲオルク・G・イッガースは次のような整理をしている。すなわち、1950年代の歴史学はゲルハルト・リッター(1888-1967)およびハンス・ロートフェルス(1891-1976)など保守的・伝統的な「巨頭」にリードされ、1960年代以降、若い世代による批判的歴史家(ビーレフェルト学派)が出現するに及んで、やっと「ファシズムのドイツ的現象を生みだした要因の究明にのりだし」た。そこにはハンス=ウーリヒ・ヴェーラーやヴォルフガング・モムゼン、ハンス・モムゼン、ユルゲン・コッカなどがいる。彼らはナチズムが出現する根底に、伝統主義の克服がなされないまま近代を疾走してきたことによる歪みをドイツに見る。そのキーワードが「ドイツ特有の道」である。さらに1970、80年代になると、この世代に対してもさらに新しい世代が「近代」を相対視する立場から、批判的歴史家たちの近代へのオプティミズム批判を行ない、かつ「ドイツ特有の道」を疑問視し始めた(21)。

1960年代になってイッガースの言う「批判的歴史家」が登場してくるのは1950年代の冷戦構造からの相対的な脱却と無縁ではあるまい。そして旧東独と旧西独の違いは、旧西独の場合1960年代から1970年代にかけて西独では学生運動をはじめ新しい左翼が激しい体制批判を行い、保守政権から SPD による政権交替がなされたことである。ところで新しい左翼によって「批判的歴史家」の構えが戦後体制の擁護につながるという批判にさらされたとはいっても、後段で見るように、例えばハンス・モムゼンの抵抗運動解釈には戦後体制(制度化された議会制民主主義)への批判意識を内包したものになっており、必ずしも「批判的歴史家」=戦後民主主義の擁護者というイッガースの整理に納まりきれるものではない。とはいえ、抵抗運動解釈という側面からしても1950年代と60年代では視点の違いがはっきりと現れる。

以上のような戦後歴史学の流れを前提にした上で、戦後の抵抗運動研究の分野では、まず

ハンス・ロートフェルス『ヒトラーに対するドイツの反対派』(英語版1948年、ドイツ語版1949年、新書版1958年、改訂版1969年)、1950年代ゲルハルト・リッターの『カール・ゲルデラーとドイツ抵抗運動』(1954年)が公刊され、50年代のドイツ抵抗運動解釈を彼らが牽引する。前者には邦訳(1963年)もある。

ハンス・ロートフェルスの1969年改訂版には彼の助手であったヘルマン・グラムルの序文 があり、そこでロートフェルスによる抵抗運動研究の意味が論じられている。グラムルは、 西側占領地域における敗戦直後の時代精神を振り返り、当時は国内ではドイツの近代史を呪 い,従来の伝統を拒絶し,ナチ時代を歴史に値しない時代と見てナチ支配の原因と帰結から 目を逸らそうとしていたという。ロートフェルスに言わせれば、連合軍の側からは「『良いド イツ人』などいない、残忍さが、このように滅亡した国民の特有の個性なのだ」(22)という見 方が一般的だった。グラムルによると,このような時代精神に対してロートフェルスは「読 者に対して、ヒトラーに対するドイツ人の抵抗の中にある、ほんの少し前にあった様々な現 象を承認することを強いて,励ました。すなわちそれこそが唯一積極的な道を示したのであ り、ビスマルクによって刻印されたプロイセン・ドイツの倫理的・政治的価値体系に架橋す るものであり、したがってその価値体系に対するヴィルヘルム的ドイツの裏切りを経た(同 様にナチズムの「異邦支配」を経た)良き連続性の一部分を救い出し、現代のためにそれを 新しく創り出したものなのだ,というのである」(23)と。ロートフェルス自身の言葉を借りる と「重要なのは集団的に差別を受けている一つの国民に対して、これを公平に取り扱うこと であり、さらに、局限状態にあった全体主義国家の中で行なった抵抗によって、模範的に示 したこの人間らしさに対して、これを公平に取り扱うこと、かつその歴史的事件に含まれて いる今でも影響力のある要求、これがもっと重要である | (24)、ということになる。

グラムルはこのようなロートフェルスにおける歴史研究と価値との関連を率直に認める。すなわちロートフェルスにとって「重要なことは、むしろ抵抗運動の妥当な『評価』なのであり、彼が言っているように、歴史的現象と歴史学の方法によって把握された現象の正しい『事象および価値連関』への位置づけなのである」(25)。そしてその場合、彼のモチーフとは具体的には「プロイセン・ドイツの旧貴族と市民の指導層がナチズムと独裁に対して抵抗する能力のあることがはっきりした限りにおいて、この人々の多くの実行者の抵抗の実例やその死の実例の具体像によって、これら階層の価値の名誉を回復し、それとともに西ドイツの内的発展に良い影響を及ぼす」(26) ためのものだということになる。このような価値を負荷された抵抗運動とは共産主義者や労働者の運動では有り得ない。「ロートフェルスの同感的愛情は(モルトケ伯のようなクライザウ・グループに向けられ……筆者)、ゲルデラーのような国

民自由党的なヒトラーの敵には妥当しないし、支配に敵対するモチーフを西欧型の多元主義的民主主義という政治的原則や価値の中に見いだすこともなかった」(27)のである。

ロートフェルスの抵抗運動史研究は、このようなワイマール共和国とナチズムの時代を飛び越して、ビスマルク期への復古によって戦後ドイツの社会像を「再建」しようというグロテスクな「価値」を負荷されていた。グラムルは正直にロートフェルスの目的の挫折を指摘する。「かかる試みは当然ながら成功しえないし、また利益多元主義に規定された近代産業社会とぶつかってしまう」(28)というのである。

グラムルはロートフェルスの研究の限界を指摘しはするが、一方でその研究の意義を認める。すなわちそれはロートフェルスの最終的目的が「ドイツの(ヒトラー)反対派たちの代表を、人間性の番人・再建者として理解すること」であり「人間的自由・責任・尊厳」を抵抗運動の一部に発見したことであったということになる(29)。この「人間的自由・責任・尊厳」をナチ支配下で示したというテーゼは、その後の旧西独で、そして統一後のドイツで抵抗運動解釈の最大公約数として生き続ける。

一方, G・リッターは戦前ゲルデラーと直接関わりのあった抵抗運動内部の人物でもあり, ロートフェルスとは異なって, ゲルデラーの中に戦後西独の西側への平和外交思想を読み込 もうとした。

1960年代に入ると、ロートフェルスやリッターの方法は批判にさらされ始める。ラルフ・ダーレンドルフ(Ralf Dahrendorf: "Gesellschaft und Demokratie in Deutschland" 1965),ジョージ・K・ロモザー(George K. Romoser: "The Politics of Uncertainty: The German Resistance Movement",in "Social Research",Vol.XXXI,1964),ハナー・アーレント(Hannah Arendt: "Eichmann in Jerusalem. Ein Bericht von der Banalität des Bösen,München,1964)などが一斉に7.20事件の首謀者やクライザウ・グループらのドイツ抵抗運動の持つ「復古主義」,「反動的」性格を強く指摘し始めたのである。彼らはいかに抵抗運動の戦士達が正義や人間性やモラルを標榜しようとも,それは1918年以降ワイマール共和国にまで通底するプロイセン的伝統の上にあることを喝破する。例えば R・ダーレンドルフによると,それゆえ抵抗の失敗はドイツの政治エリートの終焉であり,結果として近代へとさらなる進展を促したことになるというのである(30)。この場合,抵抗運動とは戦後ドイツに継承されるどころではなくなる。

一方、ダーレンドルフを意識し、抵抗運動の持つ「復古主義的」性格を一応は認めながら も、しかし抵抗運動の中に「制度化された近代」あるいは「近代における疎外」を超える要素を求めようとする研究も現れた。前述のヘルマン・グラムルやハンス・モムゼンらの1966 年『ヒトラーに対するドイツの抵抗運動』(31) がそれである。

H・モムゼンによると,抵抗運動を「反民主主義的」であるとするロモザー,アーレント,ダーレンドルフらの見方は「ドイツの抵抗運動はその政治的実体によれば,本質的に『反動的な』ものであったというのだが,この見方は,ドイツの研究の中でこれまで支配的だった傾向,すなわち抵抗運動を民主主義的な体制活力の再生のための流れの中に置き,BRD の祖先にしようとする傾向,同じことだが,DDR のナショナルな任務のための共産主義的にレッテルを貼られた抵抗運動に反対してそれにクレームをつけようとする傾向,こうした傾向と弁証法的な関連にある | (32) という。

H・モムゼンは、確かに7.20抵抗運動の「反多元主義的ではあるが、ダーレンドルフの考えるような反自由主義とは言えない基本姿勢は、……統治エリートという自己了解の社会的制約を克服することや、民主主義的に開かれた社会に肉薄することの障害になった」(33)という限界、あるいはもっと一般的に「ドイツ社会は、近代産業社会に対応したアルタナティヴを……ヒトラー独裁という方向へ展開させた」ことを認め、さらにヒトラー反対派すら「政治との直接の関わりを難しくするドイツ観念哲学の伝統にとらわれ続けていた」(34)という限界も認める。すなわちナチズムも反ナチズムも「ドイツの道」という呪縛の中にあった。しかしその上でなお、「彼らにとって重要なのは、社会を形作る使命のある諸勢力が技術の世界と巨大経済の自律的発展に覆いかぶされ、個人的責任感覚や人格的な生活遂行が、『頭の空っぱな』組織と、匿名性の諸機関の中で、すっかり駄目にされることを阻止する新しい道を見いだすことであった」(35)ことをポジティブに認めるべきであると彼はいうのである。

すなわち近代社会における「大衆化=Vermassung」という「マルクスの概念の『疎外』という語に書き直すべきこのような事態が、クライザウ・グループの多数をして『人格的社会主義』という意味の結論へと至らせ、労働者階層の物質的かつ理念的生存の確保を求めしめた」「366。抵抗運動の人々が共通に持っていた当代の「Vermassung」認識を H・モムゼンは探し出し、その中から特にモルトケの構想した新政治の原則 ――「できる限り小さなゲマインシャフトのできる限り多い数」――に着目した。「モルトケにとって、大衆存在の克服とは、近代的・メカニズム的・技術的形式の国家の除去と、自発的に形成されるゲマインシャフトと自己管理を通じた扶助の精神にのっとって満たされるべき、国家から自由な空間の創設のことである」「377。すなわち「このプルードンを想起させるコンセプトは、人格が見渡せ、個別化した個人の再統合を求めるこのグループの中では、『責任の感情』が再び生まれ、真のゲマインシャフトの『開花』がもたらされる」「386、と彼は評価するのである。H・モムゼンがモルトケの中に読み込むのは、このような「人格的社会主義」だった。

もちろんこのような解釈からすると、力の外交と強力な指導者国家を構想したゲルデラーや、大衆運動の必要性を唱えたレーバーなどの抵抗運動戦士の類型はモルトケと区別されることになる。

1960年代に生まれた50年代とは違った抵抗運動研究は、こうして一方に近代の立場から抵抗運動の反近代性を裁断する解釈、他方に近代における「大衆化=非人間化」ないし「疎外」の克服を抵抗運動の「良き保守主義」の中に見ようとする解釈が生まれた。そして同時に H・モムゼンらを含めて、それまで無視されていた共産主義者の抵抗運動の研究も行なわれ始めた。さらには70年代以降はナチ支配下の日常、地域における研究が進んだ。

だが、ダーレンドルフや H・モムゼンの提起した抵抗運動研究の興味深い視角がその後旧西独で主流になったわけではなかったように見える。ここ数年来、抵抗運動研究を組織し、その成果を矢継ぎ早に発表しているペーター・シュタインバッハ(ベルリン自由大教授、ベントラーブロック記念館学術主任)の構えは、ドイツの再統一という時代を見据えたものである。彼は抵抗運動の政治的性格を考察することをやめ、ともかくそれは「正義、責任、そしてドイツ人の名において行なわれた不正義の償い」を目的としたものであり、この確信からすれば「抵抗が反ユダヤ的、反ボルシェビキ的傾向を持っていたとか、外交的に覇権的な目的を追求していたがゆえにナチ政治の本質的目的を分有していたという非難は根拠がない」(39)と旧 DDR の抵抗運動解釈を退けている。その上で彼はイデオロギー色を削り取り、抵抗運動は「人権と人間の尊厳の原理」を提起したのであり、その階層横断的な性格ゆえに多元的な「協同(=Kooperation)の新しい道が開かれねばならなかった。社会主義者と並んでキリスト者が、身分的特性を持った保守主義者と並んで民主主義者が、組合員と並んで工場主がいたし、最終的には共産主義者ともコンタクトが試みられた」(40)と述べている。あたかもその評価は統一ドイツにおける多元主義にもとづいた「協同」を提唱し謳い上げているかのようである。

1944.7.20事件は BRD によるドイツ再統一の波の中で、脱政治化されドイツの麗しき遺産として公認されたかのように見える。そこではせっかく1960年代に現れた「ドイツ特有の道」視角から抵抗運動を洗い直す問題意識は霞んでしまっている。また同時に旧 DDR で蓄積された共産主義者や労働者の抵抗運動が片隅に追いやられてしまっているかのようである。旧 DDR では決して積極的な体制加担者ではなかった先述のクルト・フィンカーは1990年に旧 DDR の抵抗運動研究史を振り返ったあと、次のような危惧を表明している。「しかし私は心配をもみ消すことができません。……私は歴史思考に一つの傾向を見ております。それは

BRD でも存在はしたけれども、しかしもう克服されていると私は思っているものなのですが、それは共産主義者と他の左翼的諸勢力をドイツ抵抗運動の歴史の境界の外にやり、その代わりに7.20を唯一の反ファシズム抵抗の表現にまで高めるという傾向です」(41)。彼の危惧は1994年におおむね現実のものとなった。

確かにナチ支配下の抵抗運動は、まさに政治の波の中で様々に解釈されてきたのであり、その「解釈」とはとりもなおさず、その時代の「価値」を負荷されたものだった。あるいは、もっと一般的に歴史とはわれわれの時代の「価値」を負っていることを示す一例である。そして1994年の「抵抗運動」記念式典は BRD の抵抗運動史観の、いや BRD の側の「価値」の勝利宣言であるかのようであった。



爆撃によって破壊されたゲシュタポ本部. 現在は空き地. 右隣は現マルチン・クロ ビウス・バウ博物館

(Reinhard Rürup; "Topographie des Terros, Gestapo, SS und Reichssicherheitshauptamt auf dem 《Prinz-Albrecht-Gelände》, Eine Dokumentation", 1987, Berlin, S.181)

だが筆者はドイツにおける現今の抵抗 運動史研究をもっと楽観的に見たいと思 う。それは第一に、共産主義者の抵抗運 動研究は、少なくとも旧 DDR でかつて そうであったようなイデオロギー先行型 から一旦は解放されるだろうからであり、 第二に, もし仮に現に実在した共産主義 者の抵抗運動の価値をおとしめ、あるい は脇に追いやって、7.20事件をドイツ抵 抗運動の象徴とするような「偏向」が強 くなったとしても(それ自体は許される べきことではないことを、K·フィンカー とともに強調しておかなければならな い),「抵抗」一般の普遍的意味への問い は消えることはない。すなわち「ナチズ ムへの抵抗」研究は、単に一回性の歴史 的事例として留まりえない広がりを持っ ているのだ。そのことに気づいているか らこそペーター・シュタインバッハは「抵 抗とは,圧制の除去,ないし法の支配の 貫徹のための"最後の手段"である。…… 今日BRDのどこに圧制者が統治してい

ようか? どこに法の支配が廃棄されていようか?」(42) と述べて、一方で現体制下でのプロテストから体制転覆型の「抵抗」とを区別して、「抵抗」の普遍的価値を高めることのないよう厳しくこれを限定しているのである。だが筆者からすれば、まさにこのシュタインバッハの「危惧」こそが、むしろ積極的意義をもつものだと思われる。7.20事件を顕彰することは、突き詰めれば国家に対する市民の抵抗権を再確認させることにつながりはしないか。「抵抗運動」の残したわれわれへの遺産はまことに「もろ刃」である。

ベントラーブロックから荒涼としたポツダム広場を横切ってライプチヒ通りに入ると、1936年に建てられた巨大な旧帝国航空省が現存している。その南向かいにゲシュタポ本部跡地がある。ベントラーブロックから歩いて20分あまりの場所に、7.20事件の連座者たちは連行され、地下の留置所に入れられて尋問を受けたあと、プロッツェンゼーにおいて処刑された。戦後壊されたその建物の跡地には今は瓦礫の山が残されているだけである。

# 1944年7.20事件へのコール首相の演説(「南ドイツ新聞」'94.7.21.)

I

われわれは今日,50年前にわれらの祖国を汚した犯罪者の支配を除去しようと試みた勇気 ある人々をここに称えます。彼らは人間の尊厳と自由,正義と真理のために自らの命を犠牲 にすることを厭いませんでした。彼らは「法の至上性」を再建しようとしたのでした。彼ら の決起は確信的なものでした。

われわれは今日のこの日、7月20日に転覆の試みを準備し計画し敢行した諸氏の前に跪きます。その多くの人々を代表してほんの幾人かを挙げるとすれば、クラウス・シェンク・シュタウフェンベルク伯陸軍大佐、フリードリヒ・オルブリヒト将軍、ルートヴィヒ・ベック大将、ヘルムート・ヤーメス・モルトケ伯、フリッツ・ディートロフ・シューレンブルク伯、アダム・フォン・トロット・ツー・ゾルツ、ディートリヒ・ボンヘッファー、パーター・アルフレット・デルプ、カール・フリートリッヒ・ゲルデラー、ユリウス・レーバー、ヴィルヘルム・ラウシュナー、ヨセフ・ヴィルメアーなどであります。

われわれは今日,1944年7.20事件に関連した5,000人を超える逮捕者と200人を超える死刑者を知っています。そしていわゆる「連座責任」によって、その夫人が監禁され、母親はその子供達から引き裂かれ、残酷にも家族はばらばらにされました。彼らは偉大な内的力によってのみ、この計り知れない苦しみに耐えることができたのであります。そしてそのことも

今日われわれに思いを至らしめます。

われわれはショル兄妹を中心とした「白バラ」グループの犠牲者を称えます。われわれは家具職人ヨハン・ゲオルグ・エルザーのような個人的な行為も忘れてはいません。われわれはベルンハルト・リヒテンベルク司祭長の殉教を、ルドルフ・ブライトシャイトの苦難とその死を思い起こします。

失敗に帰した暗殺計画の直後に、7.20事件はナチズムの残虐性に対するドイツ人の反抗の 典型になりました。独裁者自身がはっきりとこの転覆作戦の意味を認識していたのでした。 彼はシュタウフェンベルクとその連座者の行為を「確信がなく巧妙心をもった将校の小さな 徒党の陰謀」であると中傷することに全力を傾けたのです。

この嘘のプロパガンダの毒はもう少し後まで作用しました。プロパガンダの首謀者たちの意味において、この嘘は、軍人の反抗の動機と展望のまじめさを認めないために使われたのでした。しかしながら、1944年7.20事件は、1933年はじめのヒトラーの権力掌握以来、あらゆる政治的方向の人々を、この犯罪人の支配に対する戦いに結集させてきた経過の最高点でありまた最終点であった、というのが真実であります。すべての階層、人々の中心部、すなわち市民、貴族、労働組合員、将校、労働者、外交官、知識人、聖職者が加わったのです。彼らの数は多くはありませんでした、しかし最良の人達でした。

II

それが自由な決断としての確信の決起であったところでは、特に反抗は人間的な偉大さとたとえようのない尊厳をかちえたのであります。このことは7.20事件の人々にはっきりと当てはまります。彼らは指図されて行動したのではありません。彼らを奮起させることのできる大衆運動は存在しませんでした。誰も彼らから現に存在した大胆な行為への決断を奪い去ることはできませんでした。彼らは友人仲間と語り合いはしたものの、最後の決断は自分自身で行わなければならなかったのです。彼らの行為が道徳的な自己表明であったこと、これが最も重要なことであります。まさにそれによって転覆の試みは50年後の今日、すばらしい政治的意義をかち得ているのであります。

この日は、それぞれ個々の人間の尊厳が国家のすべての権力に優り、上位に位置すること、そのことを常に思い出させるでしょう。個々の人間の尊厳は、いかなる理由付けも必要としない絶対的な価値なのであります。政治はこの価値を左右することはできず、無条件に尊重しなければなりません。人間の尊厳は法の支配の下でのみ有効に守られるのであります。この確信こそが1944年7月20日の最も重要な遺言であります。

抵抗運動をしたドイツの人々を互いに結び付けているものは、ナショナルゾチアリスト政治への共通の敵意でした。抵抗は何よりもまず敵によって規定されました。それゆえに抵抗はわれわれの全ての尊敬をかち得ているのであります。しかし抵抗は政治的道徳的目標を設定することを通じてはじめてその模範的性格を得るのであります。

ドイツの抵抗運動が現代と将来に残した意義を全体として理解しうるために、われわれは その抵抗が誰に向けられたのかという問題に限定することは許されません。われわれは次の ように問わなければなりません。すなわち抵抗運動に参加した人々は何のためにそうしたの か、と。この「何のために」ということの中にこそ彼らの遺志があるのであり、われわれは 統一ドイツにおいて共にこの遺志と結び付くのであります。法と正義の再建、そしてそれに よって倫理的価値と基準、これがナチズム政治に反対して立ち上がった大多数の人々の最上 の目的なのでした。不正義と、恣意の支配を除去することがその道筋の必要な一歩だったの です。

フォン・シュタウフェンベルクは次のような言葉を残しています。「われわれは新しい秩序を望んでいる。それはすべてのドイツ人を国家の担い手とし、彼らに法と正義を保証する秩序である。」このようにはっきりと彼は、われわれが今日記念するすべてのナチ政治の敵のことを心に描いていたのであります。様々な抵抗サークルのその他の国内的対外的な政治的思考は、時局に制約されたものでした。7.20事件の代表者達のすべてが、のちにドイツ連邦共和国において実現されたような国家・社会秩序を思い浮かべていたわけではない、という見方でもって現時点で批判をするのは価値の低いことでしかありません。

彼らのかなりの多くが始めは、(ワイマール)共和国の失敗と独裁のうわべの成功によって 目くらましにあっていたこともまた事実です。しかしながら、彼らはのちに彼らを欺いた者 を見抜き、不正義と罪に巻き込まれたことを告白したことが、彼らの地位を下げることには まったくならないのであります。

ドイツにおいては今日、法治国家とデモクラシーが切っても切れない関係にあること、このことに広いコンセンサスがあります。このことをワイマール共和国時代の法務大臣グスタフ・ラートブルッフが1946年に印象深く次にように言っております。「デモクラシーは確かに称賛すべき価値のある財である。そして法治国家は日々のパン、水、空気のようなものである。デモクラシーだけが法治国家を守るに適したものであるということが、まさにデモクラシーの最も素晴らしいところである。」

われわれは50年の歳月を経た今日、どのような内的な戦いが特に7.20事件に参画した将校達をつき動かしたのか、もはや想像することはできません。彼らは厳しい服従的結合という軍隊の伝統の中におりました。そして知と確信と責任が命令の遂行を差し止めるような場合、軍人の宣誓には一定の限界があるということを初めて認識したに違いありません。彼らは、まさしく彼らの愛国心がドイツを暴力支配から解放するよう彼らに命じていることを、ますますはっきりと理解したのであります。事実、自分の祖国を愛するとき、犯罪者によって祖国が破滅に追いやられるのをどうして傍観できましょう。ルートヴィヒ・ベック大将をつき動かしたのは、恐らくはこのような問いだったに違いありません。彼はかつてヒトラーについて非常にショッキングに次のように書き記しております。「この人物はまことにまったく祖国を持っていない!」と。

同じ心情をヘニンク・フォン・トレチュコウ少将が暗殺未遂事件の一日後, 友人への別れの際に次にように述べています。「正義の人がそこにたった10人しかいないとしても, 私はソドムを滅ぼすことはないだろう, と神がかつてアブラハムに約束したのなら, 私は神がドイツを私達のために全滅させないでくれることを望む」, と。トレチュコウは独裁者を「ドイツの宿敵」と見ただけでなく「世界の宿敵」と見たのでありました。彼の友人や仲間と同様, 彼にとっては愛国的心情と普遍的な価値への忠誠が不可分の統一を形作っていたのであります。

ドイツの抵抗の敵意は、それゆえ国内の独裁にのみ向けられていたのではありません。彼らの対外政治的思考は人民の下での平和的な正義の秩序という基本思想によっていました。 この精神においてモルトケ伯爵はヨーロッパの戦後秩序を構想し「力の政治の終焉、ナショナリズムの終焉、人種思想の終焉、個々人への国家の暴力の終焉」を求めたのであります。

このような思想も、いみじくもテオドール・ホイス氏がすでに40年前に述べているように、「ドイツの将来への贈り物」でした。強制収容所で生き抜いたルドルフ・ペッヒェル氏は1951年ハーグにてドイツ人の抵抗を「全体主義への戦いの一部」と述べております。さまざまな国の抵抗運動は「来るべきヨーロッパの」基礎のための「幾つかの要素のひとつとして作用」しえたし、するはずでした。

国によって様々な違いはあれ、抵抗運動はヨーロッパにおける戦争と圧政の苦難の歴史が終わるにちがいないという希望を分け持っていました。このように1944.7.20事件の人々はわれたイツ人が戦後自由な人々の共同体を取り戻すことを助けたのであります。

ドイツにおいて人間の尊厳、法と正義の優位性をわれわれが確信していること、その最も重要な表現としての民主主義者たちの共同性、これが抵抗運動の遺産であります。われわれのドイツ連邦共和国はこの反全体主義のコンセンサス、いかなる形態の独裁、恣意、不正義であれ拒否することの上に成り立っております。この共同性はわれわれの国家の存在理由の核心であります。戦後期のかつての政治家たち、たとえば SPD 議長のクルト・シューマッハー、CDUの最初の議長アンドレアス・ハーメスはナチス独裁の監獄、強制収容所、死刑囚監房を耐え抜きました。しかしすべてのナチ政治の敵のコンセンサスが広がることへの希望は、新しいドイツが建設される時、一部しか満たされませんでした。1945年5月8日、これは解放の日であります。しかしこの日は自由をドイツ全土にもたらしたわけではなかったのです。われわれはナチオナルゾチアリストの監獄から逃れ、そして時を経ずしてドイツのソヴィエト占領地域にあって政治的理由から苦しめられ、手荒な抑圧、逮捕、何十年もの強制労働、あるいは死刑宣告を受けた多くの人々の名前を知っています。かつてのナチの敵がバウツェン刑務所あるいはかつてのザクセンハウゼン強制収容所で命を失ったのであります。この苦しみ、そしてまた壁と有刺鉄線によって囲まれた国家の中での苦悩についてわれわれは黙っていることは許されません。これもまた20世紀のわれら国民の歴史に属するのであります。

われわれは今日この歴史の教えるところをしっかり思い起こすべきです。今日、われわれの自由なデモクラシーを一貫して守るとき、将来、抵抗を行わなければならないというような事態に至らないのであります。市民が参加することなくわきを向いて、民主主義的秩序のために努力をすることのない場合、自由の敵、すなわち極左・極右がこの秩序に徐々に浸透し、そしてこの秩序を破壊する危険が生まれるのです。

社会的政治的エリートが極端な連中に手を差し伸べる時も、悲劇の運命は食い止められません。彼らが極端な連中をうまく処理するだろうというのは、多分幻想であります。まったくのところ自由と非・自由の間には何ら妥協は存在しません。われわれの誰もがイデオロギー的に基礎づけられた真理請求・権力請求に反対し、ファナティスムスのいかなる形態にも対抗することが求められ続けているのであります。他者への非寛容と侮蔑にはドイツにあって二度と再びチャンスはありません。

はっきりとした道徳的分岐点、それを今世紀の歴史がわれわれに過剰なほどに教えてくれたことでありますが、この分岐点は右と左の間で生じるのではなく、気品と堕落の間に生じるのであります。政治的極端主義を何か正常なもののように見せかけ、間違った寛大さから、彼らの非寛容を許す者は、望むと望まないとにかかわらず、われわれのデモクラシーを汚す

ことになるのです。しかしわれわれがすべての始まりを共同して防ぐ時,政治的に極端な者 にとって,われわれの祖国を不幸に陥れるチャンスは二度とないでしょう。

VI

今から40年前、テオドール・ホイスは次のように述べています。1944.7.20事件の遺言は「まだ有効であり、まだ債務は支払われていない」、と。再統一されたドイツにおいてもこの言葉は有効性を持っています。われわれの最初の大統領が述べたこの債務は決して失効することはないでしょう。われわれは自由の敵に対する警戒を緩めることは許されないし、緩めはしないでしょう。これこそがドイツの抵抗を行った人々にわれわれ国民が常に抱いている感謝の最も大きく重要な表明なのであります。

(この小論は専修大学より与えられた1993年秋 — 1994年秋のドイツへの在外研究の機会に得た資料・問題意識に依っている。ここに記して謝す。)

#### (注)

- (1) "Süddeutsche Zeitung", 21. Juli 1994
- (2) "Berliner Zeitung", 20. Juli 1994
- (3) "Berliner Zeitung", 20. Juli 1994
- (4) Herbert Baum (1912-1942): ベルリン在住のユダヤ人共産主義者。1942年3月18日,ベルリンで開かれていた反共産主義プロパガンダの展示会「ソヴィエト・パラダイス」妨害のため放火。3月22日に逮捕され,6月11日獄中にて自殺。連座者の少なくとも20余名が自殺または処刑された。なおベントラーブロック記念館「ユダヤ人の抵抗運動」コーナーにはハーバート・バウム事件の紹介がある。
- (5) Hrsg. v. Peter Steinbach/Johannes Tuchel: "Widerstand gegen den Nationalsozialismus", 1994, Bonn.
- (6) 記念館資料には26のコーナーにそれぞれ5枚前後のパンフレット、30冊の論文小冊子、ベルリン地区ごとの抵抗運動研究書など数多く、いずれも無料である。ただパンフレットの場合、共産主義者の抵抗運動に対しては一定の価値観が混入している。例えば「自由ドイツ国民委員会」についてなど、それがソヴィエトの政治的代弁者となったので「(捕虜) 収容所を出て、戦争を短期に終わらせ、ドイツ国民国家を救うために NS 支配に対して、政治的に独立した戦いを行なおうという非共産主義的捕虜達の希望をだいなしにした」、という説明がなされている。なお軍の抵抗運動については邦訳書では例えば J・ウィーラー=ベネット・山口定訳『権力のネメシス ―― 国防軍とヒトラー』(みすず書房、1984年)などを参照されたい。

- (7) Vgl. Ulrike Hett/Johannes Tuchel; "Die Reaktionen des NS-Staates auf den Umsturzversuch von 20. Juli 1944", in "Widerstand gegen den Naitonalsozialismus".
- (8) Vgl. Ger van Roon, "Der Kreizauer Kreis zwischen Widerstand und Umbruch", Beiträge zun Widerstand 1933-1945, Nr.26, Gedenkstätte" Deutscher Widerstand, Berlin, 1988.
- (9) 吉田輝男「ファシズム体制の崩壊過程」,『岩波講座世界歴史』第29巻, 359頁。
- (10) Hans Rothfels: "Deutsche Opposition gegen Hitler", 1958. 片岡啓次・平井友義訳『第三帝国への抵抗』弘文堂, 1963年
- (11) John Wheeler-Bennett: "The Nemesis of Power, The German Army in Politics 1918-1945",1953. 山口定訳『権力のメネシス 国防軍とヒトラー』みすず書房, 1961年
- (12) 共産主義者の抵抗運動については上杉重二郎『ドイツ革命運動史』(青木書店,1969年)があり、シュタウフェンベルクを一定程度評価するなど、当時のDDRでの抵抗運動解釈の新しい傾向を取り入れてある。中井晶夫『ヒトラー時代の抵抗運動』(毎日新聞社,1982年)はキリスト者の抵抗運動の記述が不釣り合いに大きいものの、多彩な抵抗運動と関連人物、あるいは抵抗運動研究史の一端を紹介している。また「白バラ団」についての研究は日本では数多く紹介されている。
- (13) Kurt Finker: "Widerstand und Geschichte des Widerstands in der Forschung der DDR", in "Widerstand, Ein Problem zwischen Theorie und Geschichte", (hrsg. v. Peter Steinbach, Köeln, 1987). "Der 20. Juli 1944 und die DDR-Geschichtswissenschaft", Beiträge zum Widerstand 1933–1945, Nr.39, Gedenkstäette Deutscher Widerstand, Berlin, 1990. Ines Reich: "Das Bild vom deutschen Widerstand in der Öffentlichkeit und Wissenschaft der DDR", in "Widerstand gegen den Nationalsozialismus", (hrsg. v. Peter Steinbach/Johannes Tuchel, Berlin, 1994)
- (14) Ines Reich: "Das Bild vom deutschen Widerstand in der Öffentlichkeit und Wissenschaft der DDR", S.558.
- (15) ebd., S.559.
- (16) ebd., S.590.
- (17) ebd., S.562.
- (18) Kurt Finker: "Der 20. Juli 1944 und die DDR-Geschichitswissenschaft", S.8-9.
- (19) I. Reich: a.a.O., S.566.
- (20) ebd., S.569.
- ②1) ゲオルグ・G・イッガース, 早島瑛訳「戦後ドイツの歴史意識と歴史学」参照, 『思想』1995年 2 月号。なお「ドイツ特有の道」の否定とそれへの反批判については Juergen Kocka: "Der Deutsche Sonderweg' in der Diskussion", in "German Studies Review", Vol.V, Nr.3, Oct.1982, 松本彰 「『ドイツの特殊な道』論争と比較史の方法」, 『歴史学研究』No.543, 1985.7, 青木書店, 参照。
- (22) Hans Rothfels: "Deutsche Opposition gegen Hitler", Neue, erweiterte Ausgabe, Frankfurt a.

- M., 1969, S.30.
- (23) Hermann Graml: "Einleitende Bemerkungen zur Neuausgabe", in "Deutsche Opposition gegen Hitler", v. Hans Rothfels, 1969, S.6.
- (24) H. Rothfels, ebd., S.30. なお訳文は片岡・平井訳と同じではない。
- (25) H.Graml: ebd., S.9.
- (26) ebd., S.9-10.
- (27) ebd., S.10.
- (28) ebd., S.11.
- (29)) ebd., S.11.
- (30) Vgl. Ralf Dahrendorf: "Gesellschaft und Demokratie in Deutschland", München, 1965. S. 444. なおダーレンドルフの所説については山口定『ナチ・エリート』(中公新書, 1976年) において触れてある。
- (31) Hrsg. v. Walter Schmitthenner/Hans Buchheim: "Der deutsche Widerstand gegen Hitler", 1966, Köln, Berlin.
- (32) Hans Mommsen: "Gesellschaftsbild und Verfassungspläene des deutschen Widerstandes", in ebd., S.74.
- (33) ebd., S.163.
- (34) ebd., S.166-167.
- (35) ebd., S.83.
- (36) ebd., S.84.
- (37) ebd., S.86.
- (38) ebd., S.86.
- (39) Hrsg. v. Peter Steinbach/Johannes Tuchel: "Widerstand gegen den Nationalsozialismus", Berlin, 1994, S.23. なお最近の P・シュタインバッハの編集によるものはその他に, "Widerstand, Ein Problem zwischen Theorie und Geschichte", Köln, 1987. "Widerstand in Deutschland 1993 -1945", Müenchen, 1994. などがある。
- (40) Hrsg. v. P.Steinbach/J.Tuchel: "Widerstand gegen den Nationalsozialismus", S.24.
- (41) Kurt Finker: "Der 20. Juli 1944 und die DDR-Geschichtswissenschaft", S.16. ヘルムート・シュミット BRD 前首相もヴァイツゼッカー前大統領らとの対談で「抵抗運動をしたのに、共産主義者だからというので黙殺するようなことがあってはなりません。」と語っている。(「鼎談モラルの名において —— ナチズムへの抵抗をどう評価するか」、『世界』 1994年11月号)
- (42) P. Steinbach: "Einführung", in "Widerstand, Ein Problem zwischen Theorie und Geschichte", S.23-24.

#### <編集後記>

前号の石村所員に続き、今号は村上所員によるドイツ留学の研究成果を掲載することになりました。

反ヒトラーの「白バラ」学生運動や「告白教会」の抵抗運動は、良心に基づく人間性回復を求めた闘争として理想化されやすいのですが、7.20抵抗運動の担い手は権力の中枢にいた軍人貴族であったわけであり、権力の正当性と軍人の国家忠誠義務をめぐる実に重い問題を孕んでいるようです。ヒットラーのナチズムと伝統的プロイセンの保守主義を同一視する愚は当時の連合軍も犯したわけですが、この2重権力の関係は実はルターにまで遡るドイツ思想史上の問題を提起しているように思われます。ダーレンドルフが指摘したように、モラルを求める動き(抵抗運動)と自由を求める動き(ダーレンドルフによればナチということになろう)が、ドイツほど真っ向から対立した国はどこにもなかったからです。7.20抵抗運動の中心的人物、シュタウフェンベルクに対し精神的に重要な影響を及ぼしたのが、かの抒情詩人シュテファン・ゲオルゲであったという一事をもってしても、ヒットラーに対する抵抗運動の思想史上の位置づけは一筋縄ではいかないように感じられます。 (K.K)

先月号 (No.378) について以下の通り訂正致します。

5 頁18行

- 誤 「つまり、第二票の政党名を集計する際に、第一票で投じた候補者が当選した場合 とその州でラント・リストを提出していない政党の票はカットすることになっている (6条1項)。」
- 正 「つまり、各党の議席の配分数は、第二票に投票された得票数により決定されるのであり、第一票は地区の当選者を決定する役割を演じているに過ぎない。ただし、例外的に第二票を集計する際に、その州でラント・リストを提出していない政党の候補者が当選した場合に限って、その第一票を全体の数値からカットすることになっている(連邦選挙法6条1項)。この選挙制度はあくまで比例代表選挙なのであり、地区の選出はこれを補う働きをしているに過ぎない。」

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 麻島昭一

製 作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前 2-10-2 電話 (03)3404-2561